

固定資産税における家屋外観調査等業務委託（令和8年度）に関する提案募集要項

1 業務の名称

固定資産税における家屋外観調査等業務委託（令和8年度）

2 業務の目的

京都市（以下「本市」という。）では、地方税法第408条に基づく実地調査等により毎年の各家屋の状況を確認のうえ、固定資産税の適正な課税に努めている。

家屋の状況に限らず土地の状況も確認する必要がある新增築分家屋や滅失分家屋等について、課税に必要な情報を外観から把握することを目的とする。

3 業務の内容

別紙1「固定資産税における家屋外観調査等業務委託（令和8年度）に係る仕様書」、別紙2「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」、別紙3「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」及び別紙4「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」のとおり。

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

5 契約金額の上限

金35,860,000円（取引に係る消費税及び地方消費税額を含む。）

6 参加資格要件

「固定資産税における家屋外観調査等業務委託（令和8年度）」（以下「本業務」という。）については、公募型プロポーザル方式により実施事業者を選定することとし、本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者若しくは同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「本市の競争入札有資格者」という。）又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 参加表明時において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受注者としてふさわしくない者でないこと。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定したプライバシーマークを取得している者、又は ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している者であること。
- (7) ISO9001（品質マネジメントシステム）を取得している者であること。
- (8) 本市内に拠点事務所を置いていること、又は履行期間の開始までに置く見込みがあること。
- (9) 過去5年間において、本業務と同等又は本市が適当と認める、政令指定都市又は東京都特別区の固定資産税における調査業務を元請として円滑に履行完了した実績が1回以上あること。
- なお、(6)、(7)の認証が更新中の場合は、更新中であることが確認できる書類が提出されれば、(6)、(7)の要件は満たしていることとする。

7 参加表明書の提出

(1) 参加表明書

本プロポーザルに参加する場合は、様式1「参加表明書」及び(2)添付書類を募集期間内に持参又は郵送（期間内に必着）により提出すること。電子メールやFAXでの提出は認めない。

(2) 添付書類

- ・ プライバシーマークの写し又は ISO/IEC27001 の認証の写し
- ・ ISO9001 の認証の写し
- ・ 政令指定都市又は東京都特別区の固定資産税における調査業務を元請として円滑に履行完了した実績が確認できる契約書の写し（調査業務の内容が分かるもの）
本市の競争入札有資格者でない場合は、次の書類を併せて添付すること。
- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）及び印鑑証明書
- ・ 法人税及び消費税の納税証明書（納税証明書その3の3）
- ・ 本市の市民税及び固定資産税の納税証明書（本市内に事業所等が所在する場合又は固定資産を所有する場合のみ）
- ・ 様式2「本市の水道料金・下水道使用料の納付状況に係る調査同意書」
- ・ 様式3「誓約書」

(3) 提出期限

令和8年2月24日（火）まで

(4) 提出先

京都市行財政局税務部資産税課（担当：長嶋、大久保）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 西庁舎 3階

(5) 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除くほか、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。

8 募集に関する質問及び回答

(1) 質問方法

本業務に係る質問がある場合、「質問書」（任意の様式で可。）を作成し、以下のメールアドレス宛てに送信すること。また、質問書が確実に到達していることを電話で確認すること（15を参照）。

【送信先】

京都市行財政局税務部資産税課メールアドレス：shisanzei@city.kyoto.lg.jp

(2) 受付期限

令和8年2月24日（火）午後5時まで

(3) 回答方法

参加表明書の提出があった事業者（以下「提案者」という。）全てを対象に、令和8年2月26日（木）までに同書に記載されたメールアドレス宛てに回答を送信する。

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を行うため、質問書以外（電話、対面等）の質問は一切受け付けない。

イ 提案者以外からの質問、受付期間経過後の質問、その他審査等に関する問合せは一切受け付けない。

9 企画提案書等の提出

(1) 企画の提案

提案者は、別紙6「企画提案書等作成要領」のとおり本業務に係る企画を提案すること。

(2) 提出資料

ア 企画提案書

(ア) 提出部数は、社名入り1部、社名なし8部とする。

(イ) 「社名なし」分については、審査は社名を非開示にして行うため、社名やこれを推認できる箇所は非表示にしたものを8部提出すること。

イ 見積書

(ア) 提出部数は、社名入り1部、社名なし8部とする。

(イ) 「社名入り」分については、代表者（受任者を置く場合は受任者）の押印がある見積書を提出すること。

(ウ) 「社名なし」分については、社名や所在地、代表者（受任者を置く場合は受任者）の記載がないものを8部提出すること。

(3) 提出期限

令和8年3月2日（月）まで

(4) 提出方法

企画提案書等を提出期限までに持参又は郵送（提出期限までに必着）により提出すること。電子メールやFAXでの提出は認めない。

(5) 提出先

7(4)に同じ。

(6) 受付時間

7(5)に同じ。

10 ヒアリング

(1) 趣旨

受注候補者の選定に係る審査に当たり、提案内容の確認等を目的に質疑応答を行う。

(2) 実施日

令和8年3月上旬（予定）

(3) 場所及び開始時間

提案者に対し、別途連絡する。

(4) 内容

説明（プレゼンテーション）時間は30分程度とし、質疑応答時間は30分程度とする。

なお、応募多数の場合は、ヒアリング実施日を別途設ける場合がある。

11 提案の審査等

(1) 審査方法

ア 提出された企画提案書等及びヒアリング内容をもとに、本市が設置する選定委員会において評価項目に基づいて審査を行い、各委員が採点した点数の合計点数を委員の数で除したものについて、最も高い点数を得た者を受注候補者として選定する。ただし、同委員会が本業務を実施する能力に満たないと判断した場合、受注候補者を選定しないことがある。

イ 合計点が同点の場合は、評価基準表における評価項目「実施方法」の点数が高い応募者を受注候補者とし、「実施方法」の点数が同点の場合は、同委員会が総合的に判断し、受注候補者を選定する。

ウ 提案者が1者の場合においても、本プロポーザルは成立するものとする。

エ 公平を期すため、提案者名は伏せて審査する。

オ 見積金額が前述の契約金額の上限を超えていた場合は、直ちに失格とする。

(2) 評価項目等

別紙7「評価基準表」のとおり。

12 選定結果の通知

令和8年3月18日（水）（予定）までに受注候補者の選定を行い、審査後、速やかに全ての提案者に対し、選定結果を文書で通知する。また、本市の公式ウェブサイト（京都市情報館）にも選定結果を掲載する（通知内容は以下のとおり。）。

○ 受注候補者名及びその他の提案者名

○ 受注候補者及びその他の提案者の合計点数を委員の数で除した点数

13 契約の締結

(1) プロポーザルの実施後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受注候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議を行い、合意に達した場合に契約を締結する。受注候補者が契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受注候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約を締結する。また、その者と合意に達しないときは、審査の結果の順位に従って協議を行い、合意に達したときは、契約を締結する。

(2) 契約締結日は、令和8年4月1日とする。ただし、本業務に係る予算が成立しない場合は、契約

を締結しない。また、本市の都合により、本業務に係る予算を計上しない場合又は減額する場合があります、これらの場合においては、契約を締結しないこと又は予定数量・金額等を大幅に削減することがある。

なお、これらの契約不締結や減額等によって、受注候補者及びその他の提案者において損害が発生した場合であっても、受注候補者及びその他の提案者は、本市に対し、その補償等を一切請求することはできない。

14 その他留意事項等

- (1) 提案は参加表明書を提出された事業者につき一つとし、複数の提案は認めない。
- (2) 企画提案書等の提出物は、選定結果の如何に関わらず返却しない。
- (3) 企画提案書に記載された内容は、実現を確約したものとみなす。
- (4) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は不可とする。
- (6) 資料の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 仕様書等に記載のない事項がある場合又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。

15 問合せ先

京都市行財政局税務部資産税課（担当：長嶋、大久保）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 西庁舎 3階

TEL 075-222-3161